

6. 役員候補者の選考に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人関東大学女子バスケットボール連盟（以下、「本連盟」という。）定款（以下、「定款」という。）第27条に基づく役員（理事および監事）の選任・選定にあたり、役員候補者を選考する諸手続きについて定める。

(会長および副会長候補者選考委員会の設置)

第2条 本連盟は、会長の任期満了または辞任に伴う次期会長候補者の選考にあたり、会長および副会長候補者選考委員会（以下、「会長副会長選考委員会」という。）を設置する。

- 2 会長副会長選考委員会は、次期会長の選定時まで存続するものとする。
- 3 会長副会長選考委員会の委員は次の各号の通りとする。第3号、第4号、第5号の委員については、理事会において選定する。
 - (1) 任期満了または退任の意向を表明した会長
 - (2) 理事長
 - (3) 代議員1名（但し、本連盟の理事兼務でない者）
 - (4) 監事1名
 - (5) 理事3名
- 4 会長副会長選考委員会には、委員の互選により、委員長を置く。

(会長および副会長候補者選考委員会の開催)

第3条 会長副会長選考委員会は、その発足後速やかに開催するものとし、以後、第5条に定める理事会への答申を行うために必要に応じて適宜開催するものとする

- 2 会長副会長選考委員会は、委員長が招集する。ただし、委員の任命後最初の会議は会長が招集し、また、他の委員が招集することを妨げない。
- 3 会長副会長選考委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故あるときまたはやむを得ない事由により、委員長が欠席する場合は、出席委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長副会長選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開催および、議決することはできない。
- 5 会長副会長選考委員会への代理出席および書面による委任は、いずれも認めない。

(会長副会長候補者の選考基準)

第4条 会長副会長選考委員会は、次の各号の会長選考基準に基づき、会長候補者を選考しなければならない。

- (1) 本連盟の設立趣旨、理念および活動方針について深い見識を有し、それらの推進に相応しい人格を有すること。
- (2) 企業経営全般、法律、会計、財務、国際情勢、スポーツまたはバスケットボールの分野において、専門的な知識または経験を有していること。
- (3) 健康であり、業務に支障がないこと。
- (4) 遵法精神に富んでいること。
- (5) 定時理事会に、原則として出席できる見通しがあること。

(会長候補者の決定)

第5条 会長副会長選考委員会は、会長の任期満了に伴う次期会長候補者選考の場合、会長の任期満了の属する月の3ヶ月前の月の末日までに会長候補者1名を決定し、理事会に答申する。

- 2 会長副会長選考委員会は、会長の辞任に伴う次期会長候補者選考の場合、理事会において別に定める期日までに会長候補者1名を決定し、理事会に答申する。
- 3 会長候補者の決定は、出席した委員の過半数の議決をもってこれを行う。否決された場合は、いずれかの委員が新たな候補者を推薦し、当該候補者につき議決を行う。
- 4 委員が会長候補者となる場合には、当該会長候補者に関する議決には参加できず、その場合、当該委員は当該議案に関する定足数から除かれのものとする。

(副会長候補者の選考基準)

第6条 会長副会長選考委員会は、次の各号の副会長選考基準に基づき、副会長候補者を選考しなければならない。

- (1) 本連盟の設立趣旨、理念および活動方針について深い見識を有し、それらの推進に相応しい人格を有すること。
- (2) 企業経営全般、法律、会計、財務、国際情勢、スポーツまたはバスケットボールの分野において、専門的な知識または経験を有していること。
- (3) 健康であり、業務に支障がないこと。
- (4) 遵法精神に富んでいること。
- (5) 定時理事会に、原則として出席できる見通しがあること。

(副会長候補者の決定)

第7条 副会長候補者の決定は、出席した委員の過半数の議決をもってこれを行う。否決された場合は、いずれかの委員が新たな候補者を推薦し、当該候補者につき議決を行う。

- 2 委員が副会長候補者となる場合には、当該副会長候補者に関する議決には参加できず、その場合、当該委員は当該議案に関する定足数から除かれのものとする。

（役員候補者選考委員会の設置）

第8条 本連盟は、役員（理事および監事）の任期満了に伴う次期役員候補者の選考にあたり、前項の手続き後、役員候補者選考委員会（以下、「役員選考委員会」という。）を設置する。

- 2 役員選考委員会は、次期役員の選任時まで存続するものとする。
- 3 役員選考委員会の委員は第2条第3項に定める会長副会長選考委員会の委員とする。
- 4 役員選考委員会の委員長は、次期会長候補者とする。

（役員候補者選考委員会の開催）

第9条 役員選考委員会は、その発足後速やかに開催するものとし、以後、第9条に定める理事会への答申を行うために必要に応じて適宜開催するものとする。

- 2 役員選考委員会は、委員長が招集する。ただし、委員の任命後最初の会議は会長が招集し、また、他の委員が招集することを妨げない。
- 3 役員選考委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故あるときまたはやむを得ない事由により、委員長が欠席する場合は、出席委員の互選によりこれを定める。
- 4 役員選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会期を開き、議決することはできない。
- 5 役員選考委員会への代理出席および書面による委任は、いずれも認めない。

（役員候補者の選考基準）

第10条 役員選考委員会は、次の各号の役員選考基準に基づき、会長・副会長を除く役員候補者を選考しなければならない。

- （1）本連盟の設立趣旨、理念および活動方針について深い見識を有し、それらの推進に相応しい人格を有すること。
- （2）企業経営全般、法律、会計、財務、国際情勢、スポーツまたはバスケットボールの分野において、専門的な知識または経験を有していること。
- （3）健康であり、業務に支障がないこと。
- （4）遵法精神に富んでいること。

(5) 一年度内の理事会に概ね3分2以上出席できる見通しがあること。

(6) 理事および監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員候補者の決定)

第11条 役員選考委員会は、役員の改選を行う定時社員総会の前までに役員候補者を決定し、理事会に答申する。

2 役員候補者の決定は、委員長の推薦に基づき、出席した委員の過半数の議決をもってこれを行う。否決された場合は、いずれかの委員が否決された候補者に代わる新たな候補者を推薦し、当該候補者につき議決を行う。

(改廃)

第12条 本細則の改廃を行う場合は、理事会で出席者の過半数の賛成を必要とする。

附則 この細則は2025年2月22日に成立し、同日より施行する。